

# 伊那市過疎地域持続的発展計画〔R8～12〕(案) に対する意見を募集します。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、伊那市過疎地域持続的発展計画〔R3～7〕を策定し、関係する施策に取り組んできましたが、最終年度を迎えることから、次期5か年を計画期間とする「伊那市過疎地域持続的発展計画」(過疎計画)の策定が必要になります。

過疎計画の策定に当たり、過疎地域の住民の皆さんをはじめ、広く市民の皆さんから、下記のとおりご意見を募集します。

## 1 募集内容

伊那市過疎地域持続的発展計画〔R8～12〕(案)に対するご意見

## 2 募集期間

令和7年12月22日(月)から令和8年1月16日(金)まで

## 3 対象者

伊那市に住所を有する方、または、勤務先や通学先が伊那市内の方

## 4 添付資料 有 無

[本件に関するお問い合わせ先](#)

# 伊那市過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見募集について

## 1 過疎地域とは

- 人口の著しい減少により、地域社会の活力が低下している地域で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）に定められた要件を満たす地域を指します。
- 当市では、過疎法第44条第4項の規定により、高遠町地区、長谷地区が過疎地域となります。
- 住み続ける住民が安心・安全に暮らせる地域として、過疎地域を健全に維持していくことが、多面的・公益的機能の維持につながり、市民はもとより、都市住民も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与することから、過疎地域に対する総合的かつ計画的な対策が必要となっています。

## 2 伊那市過疎地域持続的発展計画（過疎計画）策定の必要性

- 過疎地域の持続的発展を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に、必要な財政を活用し総合的かつ計画的な対策を実施するために「伊那市過疎地域持続的発展計画（令和3年度から7年度まで）」を策定し、取り組んできました。
- 今年度、現行の計画が最終年度を迎えることから、令和8年度から12年度までを計画期間とする改正を行います。
- なお、過疎計画の策定に当たっては、市議会による議決が必要となります。

## 3 過疎計画策定による財政上の特別措置

- 過疎計画を策定することにより、国庫補助率のかさ上げや過疎対策事業債（元利償還金の70%を普通交付税算定の際に基準財政需要額に算入）の発行など、国から財政上の特別措置を受けることができます。

## 4 過疎計画（案）の内容について

- 現行計画[R3～7]の時点修正を基本とし、社会情勢等を踏まえた必要な修正を加えるとともに、過疎債の対象となる事業の加除を行いました。

- 5 過疎計画（案）に対する意見募集の実施について
- ・過疎計画の策定に当たり、過疎地域の住民をはじめ、広く市民の皆様から、次のとおりご意見を募集します。

**【募集内容】**

- ・伊那市過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見

**【募集期間】**

令和7年12月22日（月）から令和8年1月16日（金）まで

**【対象者】**

- ・現在本市に住所を有する方
- ・勤務先や通学先が本市の方

**【過疎計画（案）の閲覧】**

- ・伊那市役所企画政策課（4F）、高遠町総合支所総務課、長谷総合支所総務課の窓口でご覧いただけます。
- ・本市公式ホームページ（<https://www.inacity.jp>）でもご覧いただけます。

**【提出方法】**

- ・ご意見は、「伊那市過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見書」に必要事項を記入の上、Eメール、FAX、郵送または持参によりご提出ください。
- ・様式は、本市公式ホームページからも入手できます。

**【提出先】**

- ・Eメール：kij@inacity.jp
- ・FAX：0265-74-1250
- ・郵送：〒396-8617 伊那市下新田 3050 番地 企画政策課宛て
- ・持参：伊那市役所企画政策課、高遠町総合支所総務課、長谷総合支所総務課

**【ご意見の取り扱い】**

- ・ご提出いただいたご意見は、過疎計画（案）の修正の参考とさせていただきます。
  - ・ご意見には市の考え方を付して当市公式ホームページで公表します。
  - ・意見書の住所のうち居住地区（例：伊那地区、高遠町地区、長谷地区など）、年齢及び性別は公表しますが、詳細な住所、氏名は個人情報として取り扱います。
- ※個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。